FP	２級	個人

2019年 １月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

２級　個　人
資産相談業務

実 施 日 ◆　　年　　月　　日

試験時間 ◆ 90分

★ 注 意 ★

1．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
3．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4．試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（１月・５月試験は前年10月1日、９月試験はその年の４月１日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8．その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。

▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

FP2級ドットコム

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（43歳）は、妻Bさん（41歳）、長男Cさん（10歳）および二男Dさん（６歳）との４人暮らしである。Aさんは、住宅ローンの返済や教育資金の準備など、今後の資金計画を再検討したいと考えている。その前提として、自分が死亡した場合に公的年金制度から遺族給付がどのくらい支給されるのかを知りたいと思っている。また、公的年金制度からの障害給付や公的介護保険についても確認したいと考えている。そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんとその家族に関する資料は、以下のとおりである。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

(1) Aさん（1975年９月13日生まれ・43歳・会社員）

- 公的年金加入歴：下図のとおり（2018年12月までの期間）
- 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中

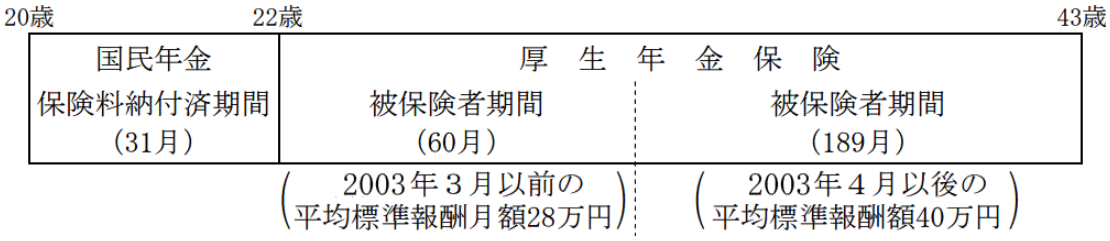

(2) 妻Bさん（1977年８月10日生まれ・41歳・専業主婦）

- 公的年金加入歴：20歳から22歳の大学生であった期間（32月）は国民年金の第１号被保険者として保険料を納付し、22歳からAさんと結婚するまでの７年間（84月）は厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第３号被保険者として加入している。
- 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

(3) 長男Cさん（2008年７月16日生まれ・10歳）

(4) 二男Dさん（2012年11月27日生まれ・６歳）

※ 妻Bさん、長男Cさんおよび二男Dさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※ 家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》 Mさんは、Aさんに対して、遺族基礎年金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

I.「遺族基礎年金を受給することができる遺族の範囲は、死亡した被保険者によって生計を維持されていた『子のある（　①　）』または『子』です。『子』とは、18歳到達年度の末日までの間にあるか、（　②　）歳未満で障害等級１級または２級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻していない子を指します」

II.「子のある（　①　）の遺族基礎年金の額（2018年度価額）は、『779,300円＋子の加算』の式により算出され、子の加算は第１子・第２子までは１人につき（　③　）円、第３子以降は１人につき74,800円となります。したがって、仮に、Aさんが現時点（2019年１月27日）で死亡した場合、妻Bさんが受給することができる遺族基礎年金の額は、年額□□□円となります」

〈語句群〉

イ．20　ロ．25　ハ．30　ニ．224,300　ホ．389,300　ヘ．584,500　ト．妻
チ．妻または55歳以上の夫　リ．配偶者

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問２》 Mさんは、Aさんに対して、遺族厚生年金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、年金額は2018年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

I. 「Aさんが厚生年金保険の被保険者期間中に死亡した場合、遺族厚生年金の額は、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の４分の３相当額になります。ただし、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が（　①　）月に満たないときは、（　①　）月とみなして年金額が計算されます。仮に、Aさんが現時点（2019年１月27日）で死亡した場合、《設例》の＜Aさんとその家族に関する資料＞および下記＜資料＞の計算式により、妻Bさんが受給することができる遺族厚生年金の額は、年額（　②　）円となります」

II. 「二男Dさんの18歳到達年度の末日が終了し、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、妻Bさんが（　③　）歳に達するまでの間、妻Bさんに支給される遺族厚生年金の額に中高齢寡婦加算が加算されます」

＜資料＞

遺族厚生年金の年金額（本来水準の額）＝（ⓐ＋ⓑ）$\times\dfrac{\square\square\square\text{月}}{\square\square\square\text{月}}\times\dfrac{3}{4}$

ⓐ　2003年３月以前の期間分

平均標準報酬月額$\times\dfrac{7.125}{1,000}\times$2003年３月以前の被保険者期間の月数

ⓑ　2003年４月以後の期間分

平均標準報酬額$\times\dfrac{5.481}{1,000}\times$2003年４月以後の被保険者期間の月数

※問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

《問３》 Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度からの障害給付および公的介護保険（以下、「介護保険」という）の保険給付について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、各選択肢において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしているものとする。

① 「仮に、Aさんが現時点で疾病等により重度の障害状態となり、その障害の程度が障害等級１級または２級と認定された場合、Aさんは障害基礎年金を受給することができます。Aさんの障害の程度が障害等級１級に該当する場合、障害基礎年金の額（2018年度価額）は、『779,300円×1.5＋子の加算』の式により算出されます」

② 「仮に、Aさんが現時点で疾病等により重度の障害状態となり、その障害の程度が障害等級１級から３級のいずれかに認定された場合、Aさんは障害厚生年金を受給することができます。Aさんの障害の程度が障害等級１級または２級に該当する場合、障害厚生年金には配偶者の加給年金額が加算されます」

③ 「介護保険の保険給付を受けるためには、都道府県から、要介護認定または要支援認定を受ける必要があります。ただし、Aさんのような40歳以上60歳未満の第２号被保険者は、要介護状態または要支援状態となった原因が、末期がんや脳血管疾患などの加齢に伴う特定疾病によって生じたものでなければ給付は受けられません」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（35歳）は、投資信託による資産運用を始めたいと思っているが、これまで投資経験がなく、投資信託の仕組み等に関して、あまり知識がない。そこで、Aさんは、金融機関に勤務するファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Mさんは、X投資信託およびY投資信託を例として、Aさんに投資信託の説明を行うことにした。

X投資信託およびY投資信託に関する資料は、以下のとおりである。

＜X投資信託（公募株式投資信託）に関する資料＞

銘柄名：TOPIXインデックス（つみたて投資枠対象銘柄）

・投資対象地域／資産　　：国内／国内株式
・信託期間　　：無期限
・基準価額　　：10,500円（１万口当たり）
・決算日　　：年１回（５月25日）
・購入時手数料　　：なし
・運用管理費用（信託報酬）：0.1836％（税込）
・信託財産留保額　　：なし

＜Y投資信託（公募株式投資信託）に関する資料＞

銘柄名：エマージング株式ファンド

・投資対象地域／資産　　：海外／新興国株式
・信託期間　　：無期限
・基準価額　　：12,000円（１万口当たり）
・決算日　　：年１回（５月20日）
・購入時手数料　　：3.24％（税込）
・運用管理費用（信託報酬）：1.782％（税込）
・信託財産留保額　　：0.3％

※ 《設例》および各問において、以下のような名称を使用している。

・少額投資非課税制度に係る非課税口座を「NISA口座」という。
・NISA口座内に設定される特定非課税管理勘定を「成長投資枠」という。
・NISA口座内に設定される特定累積投資勘定を「つみたて投資枠」という。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問４》 Mさんは、Aさんに対して、X投資信託およびY投資信託の仕組み等について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のイ～ヌのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I.「X投資信託は、東証株価指数（TOPIX）と連動する投資成果を目指して運用されるインデックス型の投資信託です。東証株価指数（TOPIX）は、旧・東京証券取引所市場第一部に上場していた内国普通株式の（　①　）銘柄を対象とする株価指数であり、時価総額の（　②　）銘柄の値動きの影響を受けやすいという特徴があります」

II.「X投資信託は購入時手数料を徴収しないノーロード型の投資信託ですが、Y投資信託は3.24％（税込）の購入時手数料が必要です。運用管理費用（信託報酬）は、投資信託を保有している期間、投資家が（　③　）負担する費用です。アクティブ運用を行う投資信託は、一般に、運用管理費用（信託報酬）がインデックス型の投資信託に比べて高いという特徴があります。信託財産留保額は、通常、投資信託を（　④　）する際に控除される費用であり、その額は信託財産に留保されます」

〈語句群〉

イ．225　ロ．400　ハ．全　ニ．小さい　ホ．大きい　ヘ．直接的に
ト．間接的に　チ．決算時に　リ．購入　ヌ．換金

《問５》 Mさんは、Aさんに対して、X投資信託の購入方法について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「ドルコスト平均法は、価格が変動する商品を定期的に一定口数購入することで、平均購入価格を平準化する効果を期待した購入方法です。定期的に一定額購入する方法よりも、平均購入価格を引き下げる効果があります」

② 「つみたて投資枠では、対象銘柄を指定したうえで、累積投資契約に基づく定期かつ継続的な買付けを行います。年間の非課税投資枠は80万円です」

③ 「成長投資枠は、年間の非課税投資枠240万円分を１回の購入で全額利用することができます。つみたて投資枠と成長投資枠は、同一年中において、併用して新規投資等に利用することができます」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問６》 Mさんは、Aさんに対して、公募株式投資信託の譲渡益の課税関係について説明した。下記＜資料＞の条件に基づき、2023年中に特定口座（源泉徴収あり）を利用してZ投資信託を100万口購入し、同年中に全部を換金した場合に徴収される所得税、復興特別所得税および住民税の合計額を計算した次の＜計算の手順＞の空欄①～③に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、手数料等については考慮しないものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

＜資料＞Ｚ投資信託の基準価額およびの収益分配金（１万口当たり）

購入時の基準価額		10,000円
換金時の基準価額		11,000円
換金時までに受け取った収益分配金の合計額		1,000円
	普通分配金	800円
	元本払戻金（特別分配金）	200円

＜計算の手順＞

1. 譲渡所得の金額
   {11,000円－(10,000円－（　①　）円)}×(100万口÷１万口)＝□□□円
2. 所得税および復興特別所得税の合計額
   □□□円×（　②　）％＝□□□円
3. 住民税額
   □□□円×５％＝□□□円
4. 所得税、復興特別所得税および住民税の合計額
   □□□円＋□□□円＝（　③　）円

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設　例》

大手化学メーカーに勤務するAさんは、妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんとの４人家族である。Aさんは、会社の借上げ社宅（マンション）に居住していたが、2023年８月に住宅ローンを利用して新築マンションを取得し、同月中に入居した。

Aさんとその家族に関する資料等は、以下のとおりである。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

・Aさん（45歳）　　：会社員
・妻Bさん（42歳）　：専業主婦。2023年中に、パートタイマーとして給与収入100万円を得ている。
・長男Cさん（16歳）：高校生。2023年中の収入はない。
・長女Dさん（13歳）：中学生。2023年中の収入はない。

＜Aさんの2023年分の収入に関する資料＞

給与収入の金額：1,140万円

＜Aさんが取得した新築マンションに関する資料＞

・取得価額　　：4,700万円
・土地　　：45㎡（敷地利用権の割合相当の面積）
・建物　　：95㎡（専有部分の床面積）
・資金調達方法：自己資金2,000万円、銀行からの借入金2,200万円
　父親からの資金援助　500万円
　（2023年12月末の借入金残高は、2,150万円）
・返済期間　　：20年
・留意点　　：当該マンションは、認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅および省エネ基準適合住宅に該当しない。

※ 家族は、Aさんと同居し、生計を一にしている。
※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問７》 住宅借入金等特別控除（以下、「本控除」という）に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のイ～ヌのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「2023年中に住宅ローンを利用して自己の居住用住宅の取得等をした場合、所定の要件を満たせば、住宅ローンの年末残高に所定の割合（控除率）を乗じて得た金額を、居住の用に供した年分以後（　①　）年間、各年分の所得税額から控除することができます。住宅ローンの年末残高には限度額が設けられていますが、当該住宅が認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅および省エネ基準適合住宅に該当しない場合の年末残高の限度額は（　②　）万円となります。なお、本控除の適用を受けるための要件には、『取得した住宅の床面積は（　③　）㎡（一定要件あり）以上であること』『住宅ローンの返済期間が（　①　）年以上であること』などが挙げられます」

〈語句群〉

イ．10　ロ．13　ハ．15　ニ．25　ホ．40　ヘ．50　ト．70　チ．2,000
リ．3,000　ヌ．4,000

《問８》 Aさんの新築マンションの購入に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「父親からの資金援助について、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例の適用を受けると、贈与を受けた金額が非課税限度額を下回りますので、贈与税は課されません」

② 「Aさんが2023年分の所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けるためには、一定の書類を添付して、住所地を所轄する税務署長に確定申告書を提出する必要がありますが、2024年分以後の所得税については、年末調整においてその適用を受けることができます」

③ 「仮に、転勤等のやむを得ない事由により家族全員で転居した後、その事由が解消し、自宅に再入居した場合、当初の控除期間内であれば、一定の要件のもとで、住宅借入金等特別控除の再適用を受けることができます」

《問９》 Aさんの2023年分の所得税額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（a） 総所得金額		（ ① ）円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	配偶者控除	（ ② ）円
	扶養控除	（ ③ ）円
	基礎控除	480,000円
（b） 所得控除の額の合計額		3,000,000円
（c） 課税総所得金額（（a） － （b））		□□□円
（d） 算出税額（（c） に対する所得税額）		□□□円
（e） 税額控除（住宅借入金等特別控除）		（ ④ ）円
（f） 差引所得税額		□□□円
（g） 復興特別所得税額		□□□円
（h） 所得税および復興特別所得税の額		□□□円

＜資料＞給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
	～	180	収入金額×40%－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～	360	収入金額×30%＋８万円
360	～	660	収入金額×20%＋44万円
660	～	850	収入金額×10%＋110万円
850	～		195万円

＜資料＞配偶者控除額の金額

居住者の合計所得金額			一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
万円超		万円以下		
	～	900	38万円	48万円
900	～	950	26万円	32万円
950	～	1,000	13万円	16万円

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

Ａさん（60歳）は、８年前に父親の相続により取得した自宅（建物とその敷地である甲土地）および賃貸アパート（建物とその敷地である乙土地）を所有している。

自宅は、建物の老朽化が激しく、管理にも手間がかかるため、Ａさんは駅前のマンションを購入して移り住むことを考えている。また、賃貸アパートは建築から30年近くが経過し、キッチン等の水回りが古いタイプということもあり、入居率が思うように上がっていない。この際、自宅同様、賃貸アパートも処分して、マンションの購入資金に充当しようと考えている。

先日、Ａさんが知り合いの不動産会社の社長に相談したところ、「Ａさん宅の周辺は商業性があり、都心へのアクセスもよい。甲土地と乙土地を一体とした有効活用の方法を検討してみてはどうか」とアドバイスを受けた。

甲土地および乙土地の概要は、以下のとおりである。

＜甲土地および乙土地の概要＞

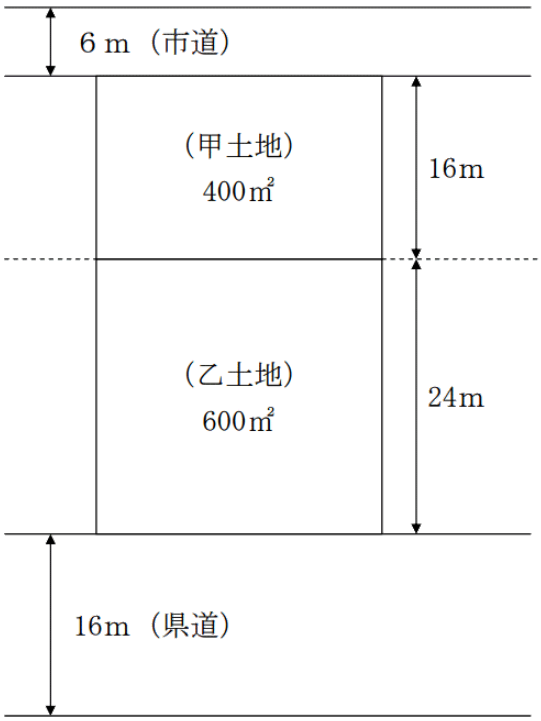

用途地域	：第一種住居地域
指定建蔽率	：60％
指定容積率	：300％
前面道路幅員による容積率の制限	：前面道路幅員×$\frac{4}{10}$
防火規制	：準防火地域

用途地域	：近隣商業地域
指定建蔽率	：80％
指定容積率	：400％
前面道路幅員による容積率の制限	：前面道路幅員×$\frac{6}{10}$
防火規制	：防火地域

※ 指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。

※ 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんが、自宅と賃貸アパートを取り壊し、甲土地と乙土地を一体とした土地に耐火建築物を建築する場合、建蔽率の上限となる建築面積と容積率の上限となる延べ面積を求める次の＜計算の手順＞の空欄①～③に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」「ⓐ・ⓑ・ⓒ・ⓓ」で示してある。

＜計算の手順＞

１．建蔽率の上限となる建築面積

(1) 甲土地（第一種住居地域）の部分

400㎡×□□□％＝（ⓐ）㎡

(2) 乙土地（近隣商業地域）の部分

600㎡×（　①　）％＝（ⓑ）㎡

(3) 建蔽率の上限となる建築面積

ⓐ＋ⓑ＝（　②　）㎡

２．容積率の上限となる延べ面積

(1) 甲土地（第一種住居地域）の部分

延べ面積の限度：400㎡×□□□％＝（ⓒ）㎡

(2) 乙土地（近隣商業地域）の部分

延べ面積の限度：600㎡×□□□％＝（ⓓ）㎡

(3) 容積率の上限となる延べ面積

ⓒ＋ⓓ＝（　③　）㎡

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問11》 自宅（建物およびその敷地である甲土地）の譲渡に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のイ～ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I.「Aさんが居住用財産を譲渡した場合に、居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の適用を受けるためには、家屋に自己が居住しなくなった日から（　①　）年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡であること等の要件を満たす必要があります」

II.「Aさんが居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けた場合、課税長期譲渡所得金額が（　②　）円以下の部分について軽減税率が適用されます。本特例の適用を受けるためには、譲渡した年の１月1日において譲渡した居住用財産の所有期間が（　③　）年を超えていなければなりません。なお、本特例と居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除は併用して適用を受けることができます」

III.「Aさんが自宅を譲渡し、マンションを購入した場合、譲渡した年の１月1日において譲渡した居住用財産の所有期間が（　③　）年を超えていること、譲渡価額が（　④　）円以下であること等の要件を満たせば、特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けることができます」

〈語句群〉

イ．1　ロ．2　ハ．3　ニ．5　ホ．10　ヘ．20　ト．2,000万　チ．4,000万
リ．6,000万　ヌ．8,000万円　ル．１億

《問12》 甲土地および乙土地の有効活用の手法に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「等価交換方式とは、Aさんが所有する土地の上に、事業者が建設資金を負担してマンション等を建設し、完成した建物の住戸等をAさんと事業者がそれぞれの出資割合に応じて取得する手法です。Aさんとしては、自己資金を使わず、収益物件を取得できるという点にメリットがあります」

② 「建設協力金方式とは、入居するテナント（事業会社）から、Aさんが建設資金を借り受けて、テナントの要望に沿った店舗等を建設し、その建物をテナントに賃貸する手法です。借主であるテナントのノウハウを利用して計画を実行できる点はメリットですが、借主が撤退するリスクなどを考えておく必要があります」

③ 「事業用定期借地権方式とは、借主が土地を契約で一定期間賃借し、借主が建物を建設する手法です。賃貸借期間満了後、土地はAさんに返還されますが、Aさんが残存建物を買い取らなければならないという点にデメリットがあります」

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

Aさんは、妻Bさんとの２人暮らしである。Aさんは、大学卒業後、大手自動車メーカーに就職し、関連会社に転籍してからの期間を含め、43年間勤務した。５年前に退職してからは、年金収入に加えて、上場株式の配当収入もあり、生活は安定している。

昨年、長女CさんがDさんと離婚した。長女Cさんは、仕事の都合上、別の都市にある賃貸マンションで子２人と暮らしている。Aさんは、長女Cさんや孫たちの将来の生活や学費等について面倒を見てやりたいと思っており、現金の贈与を検討している。

＜Aさんの親族関係図＞

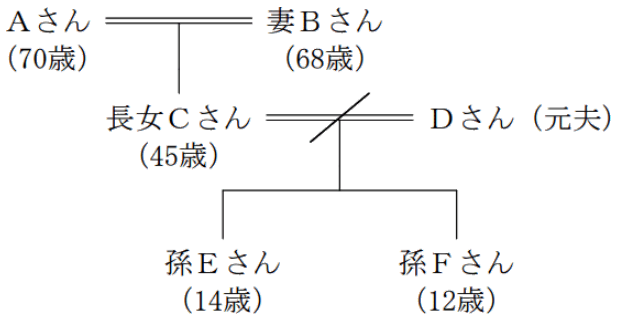

＜Aさんが所有する財産（相続税評価額）＞

① 預貯金：8,000万円

② 上場株式：7,000万円

③ 自宅

敷地（400㎡）：6,000万円

建物　　：1,500万円

※ 自宅の敷地は、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額である。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問13》 生前贈与に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。

I.「Aさんが生前贈与を実行するにあたっては、暦年課税制度による贈与、相続時精算課税制度による贈与、教育資金や結婚・子育て資金の非課税制度を活用した贈与などが考えられます。仮に、長女Cさんが暦年課税（各種非課税制度の適用はない）により、2024年中にAさんから現金700万円の贈与を受けた場合、贈与税額は（　①　）万円となります」

II.「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の適用を受けた場合、受贈者１人につき（　②　）万円までは贈与税が非課税となります。非課税拠出額の限度額は、受贈者ごとに（　②　）万円となりますが、学習塾などの学校等以外の者に対して直接支払われる金銭については500万円が限度となります」

III.「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の適用後、受贈者であるAさんのお孫さんが（　③　）歳に達すると教育資金管理契約は終了します。そのとき、当該贈与財産から教育資金に充当した金額を控除した残額がある場合、当該残額はその年分の贈与税の課税価格に算入されるため、贈与税の申告義務が発生した場合は、その申告をする必要があります」

＜資料＞贈与税の速算表（一部抜粋）

基礎控除後の課税価格			特例贈与財産		一般贈与財産	
			税率	控除額	税率	控除額
万円超		万円以下				
	～	200	10%	—	10%	—
200	～	300	15%	10万円	15%	10万円
300	～	400	15%	10万円	20%	25万円
400	～	600	20%	30万円	30%	65万円
600	～	1,000	30%	90万円	40%	125万円

《問14》 相続時精算課税制度（以下、「本制度」という）に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Aさんが長女Cさんに現金を贈与する場合、本制度の活用が考えられます。本制度を選択した場合、累計で3,500万円までの贈与について贈与税は課されませんが、その額を超える部分については、一律20％の税率により贈与税が課されます」

② 「本制度における受贈者は、贈与をする年の１月1日において18歳以上でなければなりません。したがって、現時点において、Aさんが孫Eさんおよび孫Fさんに現金を贈与する場合、本制度を活用することはできません」

③ 「Aさんからの贈与について、長女Cさんが本制度を選択した場合、その後に行われるAさんからの贈与について、暦年課税を選択することはできません」

《問15》 Aさんの相続等に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のイ～ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I.「Aさんの相続が現時点（2024年１月27日）で開始した場合、Aさんの相続における遺産に係る基礎控除額は（　①　）万円となります。課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額を上回りますが、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例や配偶者に対する相続税額の軽減の適用を受けることで相続税額を軽減することができます」

II.「妻Bさんが自宅の敷地および建物を相続した場合、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができます。その場合、自宅の敷地（相続税評価額6,000万円）について、課税価格に算入すべき価額を（　②　）万円とすることができます」

III.「生命保険に加入していないのであれば、契約者(=保険料負担者)および被保険者をAさん、死亡保険金受取人を相続人とする終身保険に加入されることをお勧めします。終身保険に加入後、Aさんの相続が開始した場合、相続人が受け取る死亡保険金は（　③　）万円を限度として、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることができます」

〈語句群〉

イ．990　ロ．1,000　ハ．1,200　ニ．1,500　ホ．2,000　ヘ．2,040
ト．3,000　チ．3,960　リ．4,200　ヌ．4,800　ル．5,400

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	① リ　② イ　③ ニ
問2	① 300(月)　② 482,588(円)　③ 65(歳)
問3	① ×　② ○　③ ×
第2問	
問4	① ハ　② ホ　③ ト　④ ヌ
問5	① ×　② ×　③ ○
問6	① 200(円)　② 15.315(%)　③ 24,378(円)
第3問	
問7	① ロ　② リ　③ ホ
問8	① ○　② ○　③ ○
問9	① 9,300,000(円)　② 260,000(円)　③ 380,000(円)　④ 150,500(円)
第4問	
問10	① 100(%)　② 880(㎡)　③ 3,600(㎡)
問11	① ハ　② リ　③ ホ　④ ル
問12	① ○　② ○　③ ×
第5問	
問13	① 88(万円)　② 1,500(万円)　③ 30(歳)
問14	① ×　② ○　③ ○
問15	① リ　② ヘ　③ ロ